

## 佐賀県東部工業用水道規程第1号

佐賀県東部工業用水道の職の設置に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表 主幹、主査、副主査、主事、技師、会計年度任用職員	別表 主幹、主任主査、主査、主事、技師、会計年度任用職員

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。